



発行 東京都

目次

13

条 例

- 東京都情報公開条例の一部を改正する条例……………（総務局）…六
- 東京都知事等の給料等に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…六
- 東京都附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…七
- 非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…七
- 東京都職員定数条例の一部を改正する条例……………（同）…七
- 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…八
- 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…九
- 住民基本台帳法関係手数料条例の一部を改正する条例……………（同）…二
- 住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例の一部を改正する条例……………（同）…二
- 都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例……………（同）…四
- 東京都震災対策条例の一部を改正する条例……………（同）…四
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…四

- 改正する条例……………（デジタルサービス局）…四
- 東京都人事委員会委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都人事委員会）…五
- 東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例……………（東京都選挙管理委員会）…五
- 東京都監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都監査委員）…五
- 東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例……………（財務局）…六
- 東京都都税条例の一部を改正する条例……………（主税局）…六
- 東京都固定資産評価審査委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…六
- 東京都固定資産評価員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…六
- アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…七
- 東京都収用委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都収用委員会）…七
- 東京都体育施設条例の一部を改正する条例……………（生活文化スポーツ局）…七
- 東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都教育委員会）…九
- 学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…一〇
- 東京都教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…一〇
- 東京都教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…一〇
- 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…一〇
- 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…一〇
- 東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…一〇
- 東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例……………（都市整備局）…三
- 東京都都市計画事業汐留土地地区画整理事業施行規程等を廃止する条例……………（同）…三
- 宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例……………（同）…三
- 東京都営住宅条例の一部を改正する条例……………（住宅政策本部）…三

○東京都福祉住宅条例の一部を改正する条例……………(同)…三七

条例のあらまし

●東京都情報公開条例の一部を改正する条例(条例第四号)

- 一 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第一六号)等の施行による住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八一号)の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和五年法律第四八号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日ほかから施行します。

●東京都知事等の給料等に関する条例の一部を改正する条例(条例第五号)

- 一 東京都知事及び副知事の給料月額を引き上げます。
 - (一) 知事
 - 月額 一、四五六、〇〇〇円 ↓ 一、四六〇、〇〇〇円
 - (二) 副知事
 - 月額 一、一八九、〇〇〇円 ↓ 一、一九二、〇〇〇円
- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(条例第六号)

- 一 東京都附属機関の構成員の報酬の限度額を引き上げます。
 - 勤務一日につき
 - 三五、四〇〇円 ↓ 三五、五〇〇円

二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例(条例第七号)

- 一 非常勤職員の報酬の限度額等を改定します。
- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都職員定数条例の一部を改正する条例(条例第八号)

- 一 職員の定数を改めます。

区分	改正後(人)	改正前(人)	増(△)減
区	一九、〇六八	一八、八二七	二四一
知事部局	一一、八三九	一一、八五六	△一七
公営企業	一、一一九	一、〇七三	四六
議会・行政委員会	三三、〇二六	三三、七五六	二七〇
合計			

- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第九号)

- 一 特別区が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和六年四月一日ほかから施行します。

●市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第一〇号)

- 一 市町村が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和六年四月一日ほかから施行します。

●住民基本台帳法関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第一一号)

- 一 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政

運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第一六号）等の施行による住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八一号）の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四八号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日ほかから施行します。

●住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例の一部を改正する条例（条例第一二二号）

一 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第一六号）の施行による住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八一号）の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第一〇号に規定する日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日ほかから施行します。

●都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（条例第一三三号）

一 特別区の行政に要する経費の測定単位ごとの単位費用の額を改めます。

二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例（条例第一四号）

一 基金の額を改めます。

三二六、八九四、〇四三千元

↓ 三一五、八四九、八七六千元

二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都震災対策条例の一部を改正する条例（条例第一五号）

一 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五五号）の施行に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（条例第一六号）

一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四八号）第一条の規定の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二五年法律第二七号）の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行します。

●東京都人事委員会委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第一七号）

一 東京都人事委員会委員の給料及び報酬の額を引き上げます。

(例) 常勤の委員の給料

月額 八六二、〇〇〇円

↓ 八六四、〇〇〇円

二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例(条例第一八号)

一 東京都選挙管理委員の報酬の額を引き上げます。

(例) 委員長

月額 五二三、〇〇〇円

↓ 五二四、〇〇〇円

二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(条例第一九号)

一 東京都監査委員の給料及び報酬の額を引き上げます。

(例) 常勤の識見監査委員の給料

(一) 代表監査委員

月額 八六二、〇〇〇円

↓ 八六四、〇〇〇円

(二) その他の監査委員

月額 八四六、〇〇〇円

↓ 八四八、〇〇〇円

二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第二〇号)

一 東京都議会議員の議員報酬の額を引き上げます。

(例) 議長

月額 一、二七一、〇〇〇円 ↓ 一、二七四、〇〇〇円

二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都税条例の一部を改正する条例(条例第二一号)

一 小規模住宅用地に係る都市計画税を二分の一とする軽減措置を、令和六年度も

継続します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都固定資産評価審査委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(条例第二二号)

一 東京都固定資産評価審査委員会の委員の報酬の額を引き上げます。

勤務一日につき

二八、〇〇〇円 ↓ 二八、一〇〇円

二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都固定資産評価員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(条例第二三号)

一 東京都固定資産評価員の報酬の額を引き上げます。

勤務一日につき

二八、〇〇〇円 ↓ 二八、一〇〇円

二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第二四号)

一 地方自治法の一部を改正する法律(令和五年法律第一九号)の施行等に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都収用委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(条例第二五号)

一 東京都収用委員会委員及び予備委員の報酬の額を引き上げます。

(例) 会長

月額 五二三、〇〇〇円

↓ 五二四、〇〇〇円

二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都体育施設条例の一部を改正する条例 (条例第二六号)

一 東京辰巳アイスアリーナの新設及び駒沢オリンピック公園総合運動場体育館の改修等に伴い、利用料金に係る規定を設けるほか、所要の改正を行います。

(例) 東京辰巳アイスアリーナにおけるメインリンクの利用料金(専用使用の場合)の上限額

一 入場料の徴収等をしな場合 三八、〇二〇円

二 この条例は、令和六年四月一日ほかから施行します。

●東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第二七号)

一 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例 (昭和四九年条例第三〇号)の改正等に伴い、特別区及び市町村の事務の範囲に係る規定を改めます。

二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例 (条例第二八号)

一 学校職員の定数を改めます。

区分	改正後(人)	改正前(人)	増(△)減
小学校	三四、八三一	三四、三四三	四八八
中学校	一六、三八六	一六、三四五	四一
高等学校	一〇、五五一	一〇、四八一	七〇
特別支援学校	六、五〇六	六、三二二	一八五
合計	六八、二七四	六七、四九〇	七八四

二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (条例第二九号)

一 東京都教育委員会委員の報酬の額を引き上げます。

月額 四二九、〇〇〇円 ↓ 四三〇、〇〇〇円

二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第三〇号)

一 東京都教育委員会教育長の給料の額を引き上げます。

月額 一、一〇七、〇〇〇円 ↓ 一、一一〇、〇〇〇円

二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第三一号)

一 時間講師の勤務時間の対象の拡大を図るため、規定を整備します。

二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (条例第三二号)

一 東京都教育庁小笠原出張所の設置に伴い、小笠原業務手当の支給対象を改めます。

二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (条例第三三号)

一 東京都教育庁小笠原出張所の設置に伴い、小笠原業務手当の支給対象を改めます。

二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第三四号)

- 一 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五五号)の施行に伴い、宅地造成に関する工事許可申請手数料に係る規定を改めるほか、所要の改正を行います。
- 二 この条例は、令和六年四月一日ほかから施行します。

●東京都市計画事業汐留土地区画整理事業施行規程等を廃止する条例(条例第三五号)

- 一 東京都市計画事業汐留土地区画整理事業等の終了に伴い、廃止します。
- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例(条例第三六号)

- 一 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五五号)の施行を踏まえ、宅地造成及び特定盛土等に伴う災害を防止するため、中間検査に関する規制の強化等について必要な事項を定めます。
- 二 この条例は、東京都規則で定める日から施行します。

●東京都営住宅条例の一部を改正する条例(条例第三七号)

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律(令和五年法律第三〇号)の施行に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都福祉住宅条例の一部を改正する条例(条例第三八号)

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律(令和五年法律第三〇号)の施行に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

条 例

東京都情報公開条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第四号

東京都情報公開条例の一部を改正する条例

東京都情報公開条例(平成十一年東京都条例第五号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第三項中「第三十条の四十第二項」の下に「(同法第三十条の四十四の十

三において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

1 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和五年法律第四十八号。以下「令和五年改正法」という。)の施行の日又はこの条例の公布の日(以下「公布日」という。)のいずれか遅い日から施行する。ただし、次項の規定は、公布日から施行する。

2 令和五年改正法の施行の日が、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)附則第一条第十号に規定する日又は公布日のいずれか遅い日後となる場合には、同日から令和五年改正法の施行の日の前日までの間におけるこの条例による改正前の東京都情報公開条例第三十九条第三項の規定の適用については、同項中「第三十条の四十第二項」とあるのは、「第三十条の四十第二項(同法第三十条の四十四の十二において準用する場合を含む。)」とする。

東京都知事等の給料等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第五号

東京都知事等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

東京都知事等の給料等に関する条例（昭和二十三年東京都条例第百二号）の一部を次のように改正する。

別表(一)中「一、四五六、〇〇〇円」を「一、四六〇、〇〇〇円」に、「一、一八九、〇〇〇円」を「一、一九二、〇〇〇円」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

東京都附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第六号

東京都附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東京都附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年東京都条例第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「三万五千四百円」を「三万五千五百円」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七号

非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和三十一年東京都条例第五十六号）の一部を次

のように改正する。

別表一中「三二、六〇〇」を「三二、九〇〇」に、「六五七、〇〇〇」を「六六三、〇〇〇」に、「一〇、九〇〇」を「一一、〇〇〇」に、「二三、八〇〇」を「二四、〇〇〇」に、「四七九、〇〇〇」を「四八三、〇〇〇」に、「八、一〇〇」を「八、二〇〇」に、「一一、九〇〇」を「一二、一〇〇」に、「四四六、〇〇〇」を「四五〇、〇〇〇」に、「七、三〇〇」を「七、四〇〇」に、「三三三、〇〇〇」を「三三四、〇〇〇」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

東京都職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第八号

東京都職員定数条例の一部を改正する条例

東京都職員定数条例（昭和二十四年東京都条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表一の項中「一八、八二七人」を「一九、〇六八人」に改め、同表二の項中「六、七〇二人」を「六、七一人」に、「三、六三三人」を「三、六〇三人」に、「一二、八五六人」を「一二、八三九人」に改め、同表四の項中「六三人」を「六四人」に改め、同表七の項中「七四一人」を「七八六人」に改め、同表合計の項中「三二、七五六人」を「三三、〇二六人」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第九号

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

例

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成十一年東京都条例第六百六号)の一部を次のように改正する。

第二条の表八の項中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号)附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号。以下この項において「旧法」という。)」を「宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号。以下この項において「法」という。)、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和三十七年建設省令第三号。以下この項において「省令」という。)、宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例(令和六年東京都条例第三十六号。以下この項において「条例」という。)及び法の施行のための規則」に改め、同項イ中「旧法第八条第一項」を「法第二条第一項」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に、「許可及び」を「許可、」に改め、「付加」の下に「及び同条第四項の規定による宅地造成等に関する工事の許可に係る公表」を加え、同項ロ中「旧法第十条第二項」を「法第十四条第二項」に、「許可又は」を「許可証の交付又は」に改め、同項ハ中「旧法第十一条」を「法第十五条第一項」に改め、同項ニ中「旧法第十二条第一項」を「法第十六条第一項」に、「及び」を「並びに」に、「旧法第八条第三項」を「法第十二条第三項」に改め、「付加」の下に「及び同条第四項の規定による工事の計画の変更の許可に係る公表」を加え、同項ホ中「旧法第十二条第三項」を「法第十六条第三項」に、「旧法第十条第二項」を「法第十四条第二項」に、「許可又は」を「許可証の交付又は」に改め、同項ヘ中「旧法第十二条第三項」を「法第十六条第三項」に、「旧法第十一条」を「法第十五条第一項」に改め、同項ト中「旧法第十三条第一項」を「法第十七条第一項」に、「検査及び」を「検査、」

に改め、「交付」の下に「、同条第四項の規定による土石の除却の確認及び同条第五項の規定による確認済証の交付」を加え、同項ワ中「旧法第十九条」を「法第二十五条」に改め、同項中ヲをヨとし、同項ヲ中「旧法第十八条第一項」を「法第二十四条第一項」に改め、同項中ヲをカとし、同項ル中「旧法第十七条」を「法第二十三条第一項及び第二項」に、「改善命令等」を「改善命令」に改め、同項中ルをワとし、同項ヌ中「旧法第十六条第二項」を「法第二十二条第二項」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に改め、同項中ヌをヲとし、同項リ中「旧法第十五条」を「法第二十一条第一項、第三項及び第四項」に改め、「受理」の下に「並びに同条第二項の規定による工事の届出に係る公表」を加え、同項中リをルとし、同項チ中「旧法第十四条」を「法第二十条第一項から第四項まで」に、「監督処分等」を「監督処分」に改め、同項中チをヌとし、トの次に次のように加える。

チ 法第十八条第一項の規定による特定工程に係る工事完了の検査及び同条第二項の規定による中間検査合格証の交付

リ 法第十九条第一項の規定による知事に報告すべき定期の報告書の受理
第二条の表八の項ヨの次に次のように加える。

タ 省令第八十八条の規定による証明書の発行及び交付

レ 条例第四条第二項の規定による特定工程の通知、同条第三項の規定による書面の受理、同条第四項の規定による特定工程の指定及び同条第五項の規定による特定工程の指定の通知

ソ 条例第五条第一項の規定による盛土規制法調書(以下この項において「調書」という。)の調製及び保管、同条第二項の規定による調書への登録並びに同条第三項の規定による調書の閲覧及び写しの交付に関する事務

ツイからソまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの

第二条の表九の項ロ(1)中「都の建築主事」を「都の建築主事等」に改め、同項ロ(1)イ中「建築主事」の下に「又は建築副主事(以下「建築主事等」という。)」を加え、同表十の項イ、十二の項イ、十五の二の項、十八の項、十九の項、二十一の項及び二十二の項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

附則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の表八の項の改正規定及び次項の規定は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和六年東京都条例第三十六号）の施行の日から施行する。

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、現に宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号。以下「改正法」という。）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八条第一項本文の許可（改正法附則第二条第一項に規定する経過措置期間の経過前にされた都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可を含む。）を受けている者に係る当該許可に係る宅地造成に関する工事の規制については、この条例による改正前の特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例第二条の表八の項の規定の例による。

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第十号

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

例

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表六の項中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下この項において「旧法」という。）を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下この項において「法」という。）」、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号。以下この項において「省令」という。）」、宅地造成及び特定盛土等

規制法施行条例（令和六年東京都条例第三十六号。以下この項において「条例」という。）及び法の施行のための規則に、「もの。」を「もの」に改め、同項イ中「旧法

第八条第一項」を「法第十二条第一項」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に、「許可及び」を「許可、」に改め、「付加」の下に「及び同条第四項の規定による宅地造成等に関する工事の許可に係る公表」を加え、同項ロ中「旧法第十条第二項」を「法第十四条第二項」に、「許可又は」を「許可証の交付又は」に改め、同項ハ中「旧法第十一条」を「法第十五条第一項」に改め、同項ニ中「旧法第十二条第一項」を「法第十六条第一項」に、「及び」を「並びに」に、「旧法第八条第三項」を「法第十二条第三項」に改め、「付加」の下に「及び同条第四項の規定による工事の計画の変更の許可に係る公表」を加え、同項ホ中「旧法第十二条第三項」を「法第十六条第三項」に、「旧法第十条第二項」を「法第十四条第二項」に、「許可又は」を「許可証の交付又は」に改め、同項ヘ中「旧法第十二条第三項」を「法第十六条第三項」に、「旧法第十一条」を「法第十五条第一項」に改め、同項ト中「旧法第十三条第一項」を「法第十七条第一項」に、「検査及び」を「検査、」に改め、「交付」の下に「、同条第四項の規定による土石の除却の確認及び同条第五項の規定による確認済証の交付」を加え、同項ヲ中「旧法第十九条」を「法第二十五条」に改め、同項チ中「旧法第十八条第一項」を「法第二十四条第一項」に改め、同項ツ中「旧法第十七条」を「法第二十三条第一項及び第二項」に、「改善命令等」を「改善命令」に改め、同項ルをワとし、同項ヌ中「旧法第十六条第二項」を「法第二十二条第二項」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に改め、同項ヘ中「旧法第十五条」を「法第二十一条第一項、第三項及び第四項」に改め、「受理」の下に「並びに同条第二項の規定による工事の届出に係る公表」を加え、同項リ中「旧法第十四条」を「法第二十条第一項から第四項まで」に、「監督処分等」を「監督処分」に改め、同項中チをヌとし、トの次に次のように加える。

チ 法第十八条第一項の規定による特定工程に係る工事完了の検査及び同条第二項の規定による中間検査合格証の交付

リ 法第十九条第一項の規定による知事に報告すべき定期の報告書の受理

第二条の表六の項ヨの次に次のように加える。

タ 省令第八十八条の規定による証明書の発行及び交付

レ 条例第四条第二項の規定による特定工程の通知、同条第三項の規定による書面の受理、同条第四項の規定による特定工程の指定及び同条第五項の規定による特定工程の指定の通知

ソ 条例第五条第一項の規定による盛土規制法調書（以下この項において「調書」という。）の調製及び保管、同条第二項の規定による調書への登録並びに同条第三項の規定による調書の閲覧及び写しの交付に関する事務

ツイからソまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの

第二条の表七の項口中「建築主事」の下に「又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）」を加え、同項ハ中「又は第二項」を、「第二項又は第七項」に、「建築主事」を「建築主事等」に改め、同表八の項イ中「又は第二項」を、「第二項又は第七項」に、「建築主事」を「建築主事等」に改め、同表九の項中「八王子市」の下に「及び町田市」を加え、同項の次に次のように加える。

<p>九の二 屋外広告物法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第七条第二項の規定による代執行</p> <p>ロ 法第七条第三項の規定による除却その他必要な措置及び費用の徴収</p> <p>ハ 法第七条第四項の規定によるはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等の除却</p> <p>ニ 法第八条第一項の規定による屋外広告物又はこれを掲出する物件（以下この項において「広告物等」という。）の保管</p> <p>ホ 法第八条第二項の規定による公示</p> <p>ヘ 法第八条第三項の規定による広告物等の価額の評価、売却及び売却代金の保管</p> <p>ト 法第八条第四項の規定による広告物等の廃棄</p> <p>チ 法第八条第六項の規定による除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用の請求</p>	<p>町田市</p>
--	------------

第二条の表十の項中「又は第二項」を、「第二項又は第七項」に、「建築主事」を「建築主事等」に改め、同表十一の項、十二の項、十四の項及び十五の項中「建築主事」を「建築主事等」に改め、同表二十九の四の項中「指導」を「援助」に改め、同表三十三の項トからヌまでの規定中「国分寺市」の下に「、国立市」を、「東大和市」の下に「、武蔵村山市」を加える。

附則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の表六の項の改正規

定及び次項の規定は宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和六年東京都条例第三十六号）の施行の日から、同表九の項の改正規定及び同表に九の二の項を加える改正規定は同年十月一日から施行する。

2 前項ただし書に規定する改正規定（第二条の表六の項の改正規定に限る。）の施行の際、現に宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号。以下「改正法」という。）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八条

第一項本文の許可（改正法附則第二条第一項に規定する経過措置期間の経過前にされた都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可を含む。）を受けている者に係る当該許可に係る宅地造成に関する工事の規制については、この条例による改正前の市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例第二条の表六の項の規定の例による。

住民基本台帳法関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第十一号

住民基本台帳法関係手数料条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法関係手数料条例（平成十四年東京都条例第百十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「都道府県知事保存本人確認情報」の下に「等」を加え、同条第一項中「第三十条の三十二第一項」の下に「（法第三十条の四十四の十三において準用する場合を含む。）」を、「都道府県知事保存本人確認情報」の下に「又は都道府県知事保存附票本人確認情報」を加える。

附 則

1 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号。以下「令和五年改正法」という。）の施行の日又はこの条例の公布の日（以下「公布日」という。）のいずれか遅い日から施行する。ただし、次項の規定は、公布日から施行する。

2 令和五年改正法の施行の日が、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に規定する日又は公布日のいずれか遅いか遅い日後となる場合には、同日から令和五年改正法の施行の日の前日までの間におけるこの条例による改正前の住民基本台帳法関係手数料条例第二条の規定の適用については、同条の見出し中「都

道府県知事保存本人確認情報」とあるのは「都道府県知事保存本人確認情報等」と、同条第一項中「第三十条の三十二第一項」とあるのは「第三十条の三十二第一項（法第三十条の四十四の十二において準用する場合を含む。）」と、「都道府県知事保存本人確認情報」とあるのは「都道府県知事保存本人確認情報又は都道府県知事保存附票本人確認情報」とする。

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第十二号

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例の一部を改正する条例

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例（平成十九年東京都条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十条の八」を「第三十条の六第四項」に改め、「同じ。」の下に「及び都道府県知事保存附票本人確認情報（法第三十条の四十一第四項に規定する都道府県知事保存附票本人確認情報という。以下同じ。）」を加える。

第三条中「第三十条の十五第二項」を「第三十条の十五第二項第二号」に改める。

第三条の次に次の二条を加える。

（都道府県知事保存附票本人確認情報の利用に係る事務）

第三条の二 法第三十条の四十四の六第一項第二号に規定する条例で定める事務のうち、知事が都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードを除く。）を利用することができるものは、次のとおりとする。

一 別表第一に掲げる事務

二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第四条第一項に規定する事務のうち、知事が行うもの

(都道府県知事保存附票本人確認情報を提供する他の執行機関及び事務)

第三条の三 法第三十条の四十四の六第二項第二号に規定する条例で定める他の執行機関及び事務のうち、知事が都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードを除く。)を提供することができるものは、別表第二及び別表第二の二のとおりとする。

第四条の見出し中「都道府県知事保存本人確認情報」の下に「等」を加え、同条中「前条」を「第三条」に改め、「提供」の下に「並びに法第三十条の四十四の六第二項及び前条の規定による都道府県知事保存附票本人確認情報の他の執行機関への提供」を加え、同条第一号中「都道府県知事保存本人確認情報」の下に「及び都道府県知事保存附票本人確認情報(以下「都道府県知事保存本人確認情報等」という。)」を加え、同条第二号中「都道府県知事保存本人確認情報」の下に「等」を加える。

第七条の見出し中「都道府県知事保存本人確認情報」の下に「等」を加え、同条中「第三十条の十五第二項」を「第三十条の十五第二項第二号」に、「並びに法第三十条の十三第一項及び第五条の規定による都道府県知事保存本人確認情報」を、「法第三十条の四十四の六第一項第二号及び第三条の二の規定による都道府県知事保存附票本人確認情報の利用の状況並びに法第三十条の四十四の六第二項第二号及び第三条の三の規定による都道府県知事保存附票本人確認情報」に改める。

別表第一中「第二条」の下に、「第三条の二」を加え、同表二十五の項の次に次のように加える。

二十六 ○一八サポート給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
別表第二及び別表第二の二中「第三条」の下に、「第三条の三」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の

利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)附則第一条第十号に規定する日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第三条の改正規定及び第七条の改正規定(「第三十条の十五第二項」を「第三十条の十五第二項第二号」に改める部分に限る。)は公布の日から、別表第一の改正規定(同表二十五の項の次に次のように加える部分に限る。)は令和六年四月一日から施行する。

(準備行為)

2 知事並びに別表第二及び別表第二の二上欄に掲げる提供を受ける他の執行機関は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例(以下「改正後の条例」という。)の規定の例により、改正後の条例に規定する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第十三号

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例(昭和四十三年東京都条例第十五号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第十条関係)

一 経常的経費

経費の種類	測定単位	単位費用
一 議会総務費	人口	一人につき 二四、七四三円
二 民生費	人口	一人につき 一五、一八八円
1 社会福祉費	人口	一人につき 一五、一八八円
2 老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき 七五、九七四円
3 生活保護費	被保護者数	一人につき 一八八、八七五円
4 児童福祉費	十八歳未満人口	一人につき 一四九、二四二円
5 国民健康保険事業助成費	私立保育所入所児童数	一人につき 一、五五九、七五九円
6 後期高齢者医療制度事業助成費	被保険者数	一人につき 七一三、六六六円
三 衛生費	被保険者数	一人につき 一三、三五八円
1 衛生費	被保険者数	一人につき 七九、二〇九円
四 清掃費	人口	一人につき 九、九八二円
1 清掃総務費	人口	一人につき 四六〇円
2 収集作業費	人口	一人につき 五、五三八円
3 収集車両費	人口	一人につき 一、五五四円
4 処理処分費	人口	一人につき 二、七三三円
五 経済労働費	人口	一人につき 四五三円
1 生活経済費	人口	一人につき 四五三円
2 産業経済費	事業所数	一箇所につき 七四、八三四円
六 土木費	人口	一人につき 二、四八三円
1 建築公害費	人口	一人につき 二、四八三円

経費の種類	測定単位	単位費用
一 議会総務費	人口	一人につき 三、八三八円
二 投資的経費		
2 都市整備費	人口	一人につき 一、一一二円
3 道路橋りょう費	道路面積	一平方メートルにつき 五六円
4 公園費	公園面積	一平方メートルにつき 一、五五六円
七 教育費		
1 小学校費	児童数	一人につき 四一、九四四円
	学級数	一学級につき 一、一〇七、二三一円
2 中学校費	生徒数	一人につき 一〇九、四七〇、〇九五円
	学級数	一学級につき 四四、七九五円
3 その他の教育費	学校数	一校につき 一、六二八、〇八一円
	幼稚園数	一校につき 一一四、六〇三、八九七円
	児童生徒数	一人につき 二八、九一一円
	一箇所につき	一箇所につき 五三、九九七、七四三円
八 その他諸費	人口	一人につき 六、四一六円
1 公債費	元利償還金	一円につき 一円
2 財産費	年度支払額	一円につき 一円
3 その他行政費	人口	一人につき 一五、〇〇二円

二 民生費			
1 社会福祉費	人口	一人につき	一、五六八円
2 老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	一三、六四五円
3 児童福祉費	十五歳未満人口	一人につき	四六、三九〇円
三 衛生費			
1 衛生費	人口	一人につき	一、〇四八円
四 清掃費			
1 収集作業費	人口	一人につき	五九八円
2 処理処分費	人口	一人につき	三、一三二円
五 経済労働費			
1 生活経済費	人口	一人につき	三七九円
六 土木費			
1 建築公費	人口	一人につき	一、八五二円
2 都市整備費	人口	一人につき	二二二円
3 道路橋りよう費	道路面積	一平方メートルにつき	一六八円
4 公園費	人口	一人につき	二、一四八円
七 教育費			
1 小学校費	学校数	一校につき	二五七、九一三、五〇〇円
2 中学校費	学校数	一校につき	二七四、〇六九、八八九円
3 その他の教育費	児童生徒数	一人につき	九、四七四円
	園児数	一人につき	三二一、六八一円
	人口	一人につき	五、六三七円

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

附 則

東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第十四号

東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例

東京都区市町村振興基金条例(昭和四十四年東京都条例第八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「三千百六十八億九千四百四万三千円」を「三千百五十八億四千九百八十七万六千円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都区市町村振興基金条例第三条に定める額のうち、三百五十三億六千九百七十七円は特別区への貸付けに、二千八百五億四千二百九十六万九千円は市町村への貸付けに運用するものとする。

東京都震災対策条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第十五号

東京都震災対策条例の一部を改正する条例

東京都震災対策条例(平成十二年東京都条例第二百二号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例を

公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第十六号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例
の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例（平成二十七年東京都条例第百十一号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二号を加える。

四 特定個人番号利用事務 法第十九条第八号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

五 利用特定個人情報 法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。

第四条第一項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第二項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第四欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

東京都人事委員会委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第十七号

東京都人事委員会委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

東京都人事委員会委員の給与等に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十一号）

の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「八十六万三千元」を「八十六万四千元」に改め、同条第二項中「五十二万三千元」を「五十二万四千元」に、「四十二万九千元」を「四十三万円」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第十八号

東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例（昭和二十二年東京都条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表中「五二三、〇〇〇円」を「五二四、〇〇〇円」に、「四二九、〇〇〇円」を「四三〇、〇〇〇円」に、「二六、二〇〇円」を「二六、三〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

東京都監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第十九号

東京都監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

東京都監査委員の給与等に関する条例（昭和三十九年東京都条例第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「八十六万二千元」を「八十六万四千元」に改め、同項第二号中「八十四万六千元」を「八十四万八千元」に改め、同条第二項中「四十二万九千元」

を「四十三万円」に改め、同条第三項中「二十三万七千円」を「二十三万八千円」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十号

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和二十二年東京都条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「百二十七万一千円」を「百二十七万四千円」に、「百十四万七千円」を「百十五万円」に、「百五万九千円」を「百六万二千円」に、「百四万円」を「百三千元」に、「百二万二千円」を「百二万五千元」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

東京都都税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十一号

東京都都税条例の一部を改正する条例

東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。附則第二十条中「令和五年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第一号中「（法附則第二十五条第一項又は第三項の規定の適用がある場合は、当該規定を適用した場合の

都市計画税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額とし、附則第二十条の三の規定の適用がある場合は、同条第三号イ又はロに規定する都市計画税の課税標準となるべき額とする。次号において同じ。」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の東京都都税条例附則第二十条の規定は、令和五年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。

東京都固定資産評価審査委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十二号

東京都固定資産評価審査委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東京都固定資産評価審査委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十六年東京都条例第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二万八千円」を「二万八千円」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

東京都固定資産評価員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十三号

東京都固定資産評価員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

東京都固定資産評価員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十年東京都条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二万八千円」を「二万八千円」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十四号

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別

割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例（昭和二十七年東京都条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条の二第一項」を「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項」に、「収納の」を「収納に関する」に改める。

附則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

2 地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）附則第二条第三項の規定により、知事が同項に規定する従前の公金事務を行わせることとした者（同法による改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者を除く。）が収納する自動車税の種別割については、この

条例による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の規定にかかわらず、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

東京都収用委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十五号

東京都収用委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東京都収用委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十六年東京都条例第四百十号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「五二三、〇〇〇円」を「五二四、〇〇〇円」に、「四二九、〇〇〇円」を「四三〇、〇〇〇円」に、「二八、〇〇〇円」を「二八、一〇〇円」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

東京都体育施設条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十六号

東京都体育施設条例の一部を改正する条例

東京都体育施設条例（平成元年東京都条例第九号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

東京都スポーツ施設条例

第一条中「東京都体育施設」を「東京都スポーツ施設」に、「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

第二条中「体育施設」を「スポーツ施設」に改め、同条の表東京辰巳国際水泳場の項を削り、同表東京都パラスポーツトレーニングセンターの項の次に次のように加える。

東京辰巳アイスアリーナ 東京都江東区辰巳二丁目八番十号

第三条から第六条まで、第十五条第一項、第十六条第二項、第十七条第二項及び第十九条中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。
別表二の部(一)の款アの項中

体育館					
全日	午後・夜間	午前・午後	夜間	午後	午前
三三七、二四〇円	二六九、八〇〇円	二二四、八三〇円	一七三、一二〇円	一二三、六六〇円	一二三、六六〇円
九五二、六六〇円	七六二、一三〇円	六三五、一一〇円	四八九、〇四〇円	三四九、三一〇円	三四九、三一〇円

を

体育館(アリーナ)					
全日	午後・夜間	午前・午後	夜間	午後	午前
三六七、七〇〇円	二九四、一六〇円	二四五、一四〇円	一八八、七六〇円	一三四、八三〇円	一三四、八三〇円
一、一二〇、二六〇円	八九六、二一〇円	七四六、八四〇円	五七五、〇七〇円	四一〇、七七〇円	四一〇、七七〇円

に改める。

別表六の項を次のように改める。

六 削除

別表十五の項の次に次のように加える。

十六 東京辰巳アイスアリーナ

(一) 施設

ア 専用使用の場合の利用料金

施設 の 名 称 等	使用 単 位	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合
メイ ン リ ン ク	一 時 間	三八、〇二〇円	一五二、〇六〇円
サ ブ リ ン ク	一 時 間	一六、二三〇円	六四、九二〇円
会 議 室	一 時 間	一〇、二九〇円	一〇、二九〇円
第 一 控 室	一 時 間	九八〇円	九八〇円
第 二 控 室	一 時 間	六、一三〇円	六、一三〇円
第 三 控 室	一 時 間	九八〇円	九八〇円
特 別 室	一 日	三四、〇七〇円	三四、〇七〇円
多 目 的 室	一 時 間	二一、〇四〇円	二一、〇四〇円
ロビー、エントランスホール その他の施設（規則で定める 施設又は部分を除く。）	一 日 一 平 方 メ ー ト ル	九〇円	九〇円

イ 個人使用の場合の利用料金

施設 名	使用 単 位	利 用 料 金
メイ ン リ ン ク 及 び サ ブ リ ン ク	一 回	一、二九〇円

(二) 附属設備

設 備 名	使 用 単 位	利 用 料 金
大 型 映 像 装 置 （ 北 側 ）	一 時 間	一〇、三三〇円
大 型 映 像 装 置 （ 西 側 ）	一 時 間	一五、三九〇円
放 送 設 備	一 時 間	五〇〇円
競 技 シ ス テ ム	一 時 間	一二、七四〇円
ス ケ ー ト 靴	一 回	四一〇円
看 板、 横 断 幕、 懸 垂 幕 又 は 展 示 台	一 日 一 平 方 メ ー ト ル	三、二〇〇円
そ の 他 の 附 属 設 備	一 個、 一 箇 所、 一 枚、 一 面 又 は 一 式、 一 時 間	三一、五一〇円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の表東京都パラスポーツトレーニングセンターの項の次に次のように加える改正規定及び別表十五の項の次に次のように加える改正規定は、東京都規則で定める日から施行する。

（準備行為）

2 この条例を施行するために必要な指定管理者の指定及びこの条例による改正後の東京都スポーツ施設条例別表十六の項の規定による施設等の使用に関し必要な手続その他の行為は、前項ただし書の東京都規則で定める日前においても行うことができる。

（東京都スポーツ振興審議会に関する条例の一部改正）

3 東京都スポーツ振興審議会に関する条例（昭和三十七年東京都条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「東京都体育施設条例」を「東京都スポーツ施設条例」に、「体育施設の」を「スポーツ施設の」に改める。

東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十七号

東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第一百五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表六の項二の次に次のように加える。

ホ 条例第八条の三（条例第十三条の三において準用する場合を含む。）の規定による講師の勤勉手当の支給

第二条の表七の項中「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「非常勤職員の報酬等に関する条例」に改め、同項ハの次に次のように加える。

ニ 条例第六条の規定による勤勉手当の支給

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第二十八号

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の定数に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表一の項中「三四、三四三人」を「三四、八三一人」に改め、同表二の項中「一六、三四五人」を「一六、三八六人」に改め、同表三の項中「一〇、四八一人」を「一〇、五五一人」に改め、同表四の項中「六、三三一人」を「六、五〇六人」に改め、同表合計の項中「六七、四九〇人」を「六八、二七四人」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

東京都教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第二十九号

東京都教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東京都教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十四年東京都条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「四十二万九千円」を「四十三万円」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

東京都教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三十号

東京都教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

東京都教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成二十七年東京都条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一、一〇七、〇〇〇円」を「一、一一〇、〇〇〇円」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三十一号

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「授業」の下に「その他の東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める授業」を加え、同項第二号中「東京都教育委員会（以下「」及び「」という。）」を削る。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三十二号

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
学校職員の特殊勤務手当に関する条例(平成九年東京都条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「小笠原村」の下に「に所在する教育庁出張所に勤務する職員が、同出張所の所掌する業務に従事したとき、又は同村」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三十三号

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例(平成九年東京都条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

2 この条例の規定による特殊勤務手当については、東京都職員の特殊勤務手当に関する条例(平成九年東京都条例第十二号)の規定によりこれと同種の手当を受ける職員には支給しない。

第十三条第一項中「小笠原業務手当は、」の下に「小笠原村に所在する教育庁出張所に勤務する職員が、同出張所の所掌する業務に従事したとき、又は」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

九 都市計画法施行規則第六十条の規定に基づく証明書の交付

証明書の交付手数料

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三十四号

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都都市整備局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表一の部中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同部第一の款中「に基づく事務」を「及び都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)に基づく事務」に改め、同款一の項イ中「三万四千元」を「三万九千元」に、「六万五千元」を「七万六千元」に、「十三万三千元」を「十四万九千元」に、「二十万円」を「二十二万五千元」に、「二十六万一千円」を「三十万五千元」に、「三十三万七千元」を「三十七万円」に、「四十六万円」を「四十九万七千元」に改め、同項ロ中「二万円」を「二万一千円」に、「四万六千元」を「五万一千円」に、「十万円」を「十一万三千元」に、「十八万五千元」を「二十万四千元」に、「三十万七千元」を「三十四万円」に、「四十一万五千元」を「四十五万七千元」に、「五十二万一千円」を「五十六万七千元」に、「七十三万七千元」を「七十九万五千元」に改め、同項ハ(1)中「十三万一千円」を「十四万一千円」に改め、同項ハ(2)中「十九万九千元」を「二十一万五千元」に改め、同項ハ(3)中「二十九万二千元」を「三十二万円」に改め、同項ハ(4)中「三十四万八千元」を「三十七万九千元」に改め、同項ハ(5)中「五十二万五千元」を「五十七万三千元」に改め、同項ハ(6)中「五十九万九千元」を「六十五万四千元」に改め、同項ハ(7)中「七十四万六千元」を「八十万八千元」に改め、同項ハ(8)及び同款二の項中「百万四千元」を「百万八千元」に改め、同款八の項中「用紙一枚」を「一通」に改め、同款八の項の次に次のように加える。

九百円 一通につき 交付申請のとき。

別表一の部第二の款中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「に基づく事務」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和三十七年建設省令第三号)及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例(令和六年東京都条例第三十六号)に基づく事務」に改め、同款一の項中「宅地造成等規制法第八條第一項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第十二條第一項」に、「宅地造成に」を「宅地造成等又は同法第三十條第一項の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積に」に、

「宅地造成工事許可申請手数料
切土又は盛土をする土地の面積に応じ次に掲げる額

を

「宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積
工事許可申請手数料

イ 宅地造成又は特定盛土等を行う場合
切土又は盛土をする土地の面積
に応じ次に掲げる額

に改め、同項(1)中「一万八千円」を「二万

円」に改め、同項(2)中「三万一千円」を「三万四千円」に改め、同項(3)中「四万六千円」を「五万四千円」に改め、同項(4)中「七万四千円」を「八万九千円」に改め、同項(5)中「十万六千円」を「十二万三千円」に改め、同項(6)中「十七万二千円」を「二十万一千円」に改め、同項(7)中「十八万八千円」を「二十二万円」に改め、同項(8)中「二十四万三千円」を「二十七万五千円」に改め、同項(9)中「三十三万一千円」を「三十六万四千円」に改め、同項(10)中「四十八万九千円」を「五十三万三千円」に改め、同項に次のように加える。

ロ 土石の堆積を行う場合 土石の堆積をする土地の面積に応じ次に掲げる額

- (1) 五百平方メートル 一万八千円以内のもの
- (2) 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの 二万八千円
- (3) 千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの 三万五千円
- (4) 二千平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの 五万四千円

別表一の部第二の款二の項中「宅地造成等規制法第十二条第一項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第十六条第一項」に、「基づく宅地造成」を「基づく宅地造成等又は同法第三十五条第一項の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積」に、

「宅地造成工事変更許可申請手数料

変更許可申請一件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が四十八万九千円を超えるときは、その手数料の額は、四十八万九千円とする。

を

(5)	五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	六万六千円
(6)	一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内のもの	十二万一千円
(7)	二万平方メートルを超え、四万平方メートル以内のもの	十三万四千円
(8)	四万平方メートルを超え、七万平方メートル以内のもの	十六万三千円
(9)	七万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	二十万七千円
(10)	十万平方メートルを超えるもの	二十九万二千円

「宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積工事変更許可申請手数料

イ 宅地造成又は特定盛土等を行う場合 変更許可申請一件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が五十三万三千円を超えるときは、その手数料の額は、五十三万三千円とする。

に改め、同項(1)及び(2)中「宅地造成」の下

に「又は特定盛土等」を加え、同項に次のように加える。

別表一の部第二の款二の項の次に次のように加える。

ロ 土石の堆積を行う場合 変更許可

申請一件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が二十九万二千円を超えるときは、その手数料の額は、二十九万二千円とする。

(1) 土石の堆積に関する工事の設計の変更(②のみに該当する場合を除く。)については、土石の堆積をする土地の面積(②に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積をする土地の面積)に応じ一の項に規定する額に十分の一を乗じて得た額

(2) 新たな土石の堆積をする土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更については、新たに編入された土石の堆積をする土地の面積に応じ一の項に規定する額

(3) その他の変更については、一万五千円

三 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第八十八条の規定に基づく証明書の交付	証明書の交付手数料 一通につき九百円	交付申請のとき。
四 宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例第五条第三項に基づく盛土規制法調書の写しの交付	盛土規制法調書の写しの交付手数料 一通につき七百円	交付申請のとき。

別表一の部第七の款一の項及び十四の二の項中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同款中四十五の項から四十九の項までを四十七の項から五十一の項までと

し、四十四の項の次に次のように加える。

四十五 建築基準法施行令第三百三十七条の第十二第六項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料	二万八千円	認定申請のとき。
四十六 建築基準法施行令第三百三十七条の第十二第七項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	二万八千円	認定申請のとき。

別表三の部中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同部一の項から五の項までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同部六の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同部備考二中「向上の一層」を「一層の向上」に改め、同部備考三及び備考四中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同部備考六中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改め、同部備考八から備考十までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

二の款の改正規定並びに次項の規定は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和六年東京都条例第三十六号）の施行の日から施行する。

2 前項ただし書に規定する改正規定（別表一の部第二の款に係るものに限る。）の施行の際、現に宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号。以下「改正法」という。）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八条第一項本文の許可を受けている同項の宅地造成に関する工事の同法第十二条第一項の規定による変更の許可の申請については、この条例による改正前の東京都都市整備局関係手数料条例別表一の部第二の款一の項及び二の項の規定は、なおその効力を有する。

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表一の部第一の款及び第

附則

東京都計画事業汐留土地区画整理事業施行規程等を廃止する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

●東京都条例第三十五号

東京都知事 小 池 百合子

東京都市計画事業汐留土地区画整理事業施行規程等を廃止する条例
次に掲げる条例は、廃止する。

一 東京都市計画事業汐留土地区画整理事業施行規程(平成六年東京都条例第四百四十四号)

二 東京都市計画事業秋葉原駅付近土地区画整理事業施行規程(平成九年東京都条例第四十一号)

三 東京都市計画事業新砂土地区画整理事業施行規程(平成九年東京都条例第四十二号)

四 東京都市計画事業田端二丁目付近土地区画整理事業施行規程(平成九年東京都条例第八十三号)

五 東京都市計画事業大橋地区第二種市街地再開発事業施行規程(平成十六年東京都条例第六十七号)

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三十六号

宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号。以下「法」という。)第十八条第四項及び法第三十七条第四項の規定に基づき、法第十八条第一項の検査に係る宅地造成又は特定盛土等の規模、同項及び法第三十七条第一項の検査に係る宅地造成又は特定盛土等の特定工程の追加について定めるとともに、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第二条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。
(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

第三条 法第十八条第四項の条例で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号)第三条各号に掲げるものとする。
(特定工程等)

第四条 法第十八条第四項及び法第三十七条第四項の条例で定める工程は、次の表に掲げるとおりとする。

特定工程	特定工程後の工程
一 盛土をする前の地盤に対し段切りを行う工事の工程	盛土をする工事の工程
二 擁壁の設置のための根切りを行う工事の工程	擁壁を設置する工事の工程
三 擁壁の基礎地盤の改良を行う工事の工程	擁壁を設置する工事の工程
四 擁壁の基礎ぐいの打込みを行う工事の工程	擁壁を設置する工事の工程
五 擁壁(鉄筋コンクリート造のものに限る。)の鉄筋の組立てを行う工事の工程	コンクリートを打設する工事の工程
六 擁壁の根入れ部分(練積み造のものに限る。)を築造する工事の工程	擁壁の地表面を超える高さの部分を築造する工事の工程
七 盛土の内部に排水施設を設置する工事の工程	排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程
八 盛土の内部に透水層を設ける工事の工程	透水層の上面に盛土をする工事の工程

2 知事は、法第十二条第一項又は法第三十条第一項の規定による許可に係る工事(法第十五条又は法第三十四条の規定により、当該許可を受けたものとみなされるものを含む。次項において同じ。)が法第十八条第一項又は法第三十七条第一項の特定工程

を含むときは、東京都規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、工事主にその旨を通知するものとする。

3 工事主は、前項の通知を受けたときは、前項の許可に係る工事に着手する日の前日までに当該工事の工程を示す書面（電磁的記録によるものを含む。）を知事に提出しなければならない。

4 知事は、工事主が第一項の表の上欄に掲げる特定工程を二以上の工程に分けて施工する場合であつて、当該特定工程を含む工事の計画その他の事情を勘案し、適当と認めるときは、当該二以上の工程のうち、いずれかの工程を特定工程として指定することができる。この場合において、知事が指定した工程以外の工程は、特定工程でないものとみなす。

5 知事は、前項の指定をしたときは、規則で定めるところにより、工事主にその旨を通知するものとする。

（盛土規制法調書）

第五条 知事は、盛土規制法調書（以下「調書」という。）を調製し、保管するものとする。

2 知事は、規則で定めるところにより、工事が施行される土地の所在地その他の規則で定める事項を調書に登録するものとする。

3 知事は、調書を常に一般の閲覧に供するように保管し、かつ、請求があつたときは、その写しを交付するものとする。

4 調書の調製、写しの交付の請求その他調書に関し必要な事項は、規則で定める。

（公表）

第六条 知事は、次に掲げるいずれかの監督処分を行ったときは、規則で定めるところにより、当該監督処分の年月日、内容その他規則で定める事項を公表するものとする。

一 法第二十条第一項又は法第三十九条第一項の規定による許可の取消し

二 法第二十条第二項又は法第三十九条第二項の規定による工事の施行の停止又は災害防止措置の命令

三 法第二十条第三項又は法第三十九条第三項の規定による土地の使用の禁止若しくは制限又は災害防止措置の命令

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

東京都営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三十七号

東京都営住宅条例の一部を改正する条例

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第八号口中「第十条第一項」の下に「又は第十条の二」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

東京都福祉住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三十八号

東京都福祉住宅条例の一部を改正する条例

東京都福祉住宅条例（昭和三十五年東京都条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第八号口中「第十条第一項」の下に「又は第十条の二」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 七〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001